

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第157回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願1種類24件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、扶養手当、期末手当等の額の改定等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題として審査を行った。公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度の改革の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、採決の結果、両法律案は多数をもって可決された。

〔国政調査〕

10月7日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成15年10月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、山口総務副大臣、佐藤内閣府副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第2号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民
(閣法第3号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会
反対会派 社民

(3) 成立議案の要旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成15年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定を行うとともに、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当、自宅に係る住居手当及び通勤手当の制度の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1) 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

(2) 諸手当の改定

イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を30万7,900円に引き下げる。

ロ 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を1万3,500円に引き下げる。

ハ 住居手当について、自宅に係る手当の支給要件を新築又は購入から5年間に限る。

ニ 期末手当について、12月期の支給割合を変更し、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.4月に引き下げる。

ホ 期末特別手当について、12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.3月に引き下げる。

ヘ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万7,900円に引き下げる。

ト 調整手当について、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当の支給要件を異動等の前の地域に6箇月を超えて在勤していた場合等に限り、当該調整手当の支給期間を異動等の日から2年間に短縮し、さらに2年目については支給割合を異動等の前の8割に減じる。

チ 通勤手当について、交通機関等利用者に係る通勤手当を6箇月を超えない期間を単位として一括で支給することとし、1箇月当たりの当該通勤手当の全額支給の限度額を5万5,000円とするとともに、自動車等使用者に係る通勤手当の使用距離区分を4段階増設する。

リ 期末手当及び期末特別手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

- (1) 全俸給表の全俸給月額を引き下げる。
 - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.3月に引き下げる。
 - (3) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。
- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正
- (1) 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を引き下げる。
 - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.3月に引き下げる。
 - (3) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

4 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のトからリまで、2の(3)及び3の(3)は、平成16年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1) 俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。

(2) 期末手当等の改定

イ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.3月に引き下げる。

ロ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

2 2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。

3 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のロは平成16年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
2	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	15. 9.26	15. 10.6	15. 10.7 可決	15. 10.10 可決	15. 9.29 総務	15. 10.3 可決	15. 10.3 可決
3	特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	9.26	10.6	10.7 可決	10.10 可決	9.29 総務	10.3 可決	10.3 可決